

不明な点はお問い合わせを

後期高齢者医療保険のお知らせ ～保険料を特別徴収（年金から天引き）されている人へ～

本年度の保険料については、7月に保険料額決定通知書を送付しましたが、保険料を特別徴収で納めている人は、引き落とされる保険料額が以下のとおり月によって変動しますので、ご理解をお願いします。

▽保険料額

4月・6月・8月…年金振込時に昨年度2月と同額を天引き（仮徴収）／10月・12月・2月…残りの保険料額を分割して天引き（本徴収）

また、昨年度よりも本年度の保険料額が増える人は、10月から引き落とし額が増えます。

▽対象者 ①前年の所得が前々年より増えた人／②軽減特例の見直し対象となった人

※引き落とされる保険料額は、保険料額決定通知書でご確認ください。

■問い合わせ先 国保年金課後期高齢者医療係（☎40・7046）



内容を確認の上ご利用ください

重度医療の受給者証（決定通知書）が 新しくなります

弘前市重度心身障害者医療費受給者証、弘前市重度心身障害者医療費受給者決定通知書が10月1日から更新されます。対象者には新しい受給者証または決定通知書を送付しましたので、内容を確認し、変更がある場合は届け出をしてください。利用の際は、裏面に記載された注意事項を必ず読んでください。

※前年度に続き、要件を満たさない人には通知書を送付しません。

【受給者証～国民健康保険加入者に送付～】

▽利用方法 医療機関で受診する際に、健康保険証と一緒に提示すると、窓口で支払う医療費が軽減されます。※県外の医療機関を受診する場合や、受給者証を提示しなかった場合は下記償還払いの手続きが必要です。

【決定通知書～社会保険・後期高齢者医療保険の加入者に送付～】

▽利用方法 償還払いとなりますので、医療機関で医療費を支払った後、医療費の領収書と印鑑を持参し、福祉政策課に申請してください。後日、本人名義の口座に助成額を振り込みます。申請できる期間は、診療月の翌月から2年以内となりますのでご注意ください。

【重度医療とは？】

弘前市重度心身障害者医療費助成制度（通称「重度医療」）では、重度の障がい者が健康保険証を使って医療機関を受診した場合、入院・外来を問わず医療費を助成します。

▽対象 障害者手帳取得時または障害等級変更時に65歳未満の人（平成16年9月30日以前に手帳を取得している場合は、それ以前に重度医療の資格を有する人）で、次の①～③のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳1、2級および内部障害3級（免疫機能障害・肝臓機能障害を除く）／②愛護手帳（療育手帳）A／③精神障害者保健福祉手帳1級

▽支給の制限 上記対象者であっても、所得や保険の種類によって制限があります。次の場合は医療費が助成されません。

①一定所得以上の人、または65歳以上の人で市民税課税世帯に属する人／②65歳以上で後期高齢者医療制度未加入の人

■問い合わせ先 福祉政策課医療助成係（☎40・7122）

弘前っ子の作品 Vol. 5

平成29年度弘前地区小・中学校美術展で受賞した作品を広報ひろさきで5回に分けて紹介します。子どもたちの夢、楽しい思い出、豊かな心をご覧ください。

■問い合わせ先 学校指導課（☎82・1644）



おだざり あみ
小田桐 彩水 さん（石川中）



タイトル 林檎の踊り子

人形を作るのは初めてでしたが、素敵な賞をもらえて嬉しいです。

希望する人は
早めの相談を

台風被害を受けた皆さんへ ～市税等の減免・徴収猶予について～

台風21号による被害を受けた人を対象に、市税等の減免や徴収猶予の申請を受け付けています。対象となるのは下表の市税等ですので、希望する人はお

早めにご相談ください。なお、減免については調査などにより決定されます。詳しくは各問い合わせ先までお問い合わせください。

市税等の減免・徴収猶予	申請期限	申請場所	問い合わせ先
市県民税の減免	各納期限	市民税課市民税第二・第三係	☎40・7025、40・7026
介護保険料の減免	各納期限	介護福祉課介護保険料係	☎40・7049
国民健康保険料の減免	各納期限	国保年金課国保保険料係	☎40・7045
上記の徴収猶予	随時	収納課収納第一・第二係	☎40・7032、40・7033
後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	各納期限の7日前（徴収猶予は随時）	国保年金課後期高齢者医療係	☎40・7046

※建物などに甚大な被害を受けた場合は、資産税課家屋係（☎40・7029）にご相談ください。

皆様のご支援
をお願いします

北海道胆振東部地震災害義援金

平成30年9月6日に発生した北海道胆振（いぶり）地方中東部を震源とする最大震度7の地震により、北海道に大きな被害が出ました。被災地の一日も早い復興を願い、被災した人を支援するため、募金箱を設置して義援金を受け付けています。集まった義援金は日本赤十字社を通じて全額被災した人に届けられます。皆さんの温かいご支援をお願いします。

▽設置場所 市民課総合窓口（市役所1階）および市

役所1階正面玄関ロビー、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課

▽受付期間 12月28日までの午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

※市社会福祉協議会（宮園2丁目）でも募金を受け付けています。また、振り込みによる募金（手数料無料）もできます。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 福祉政策課総務係（☎40・7037）

10月1日から
募集開始

常盤野小・中学校への転入学の受け付けが 始まります

常盤野小・中学校（常盤野字湯の沢）では、特色ある教育環境の小規模校で学びたい子どもが、通学区域外の市内のどこからでも通学できる「小規模特認校制度」を4月から導入しています。今年度は13人の児童生徒を受け入れ、豊かな自然の中での体験活動や、子ども一人一人に寄り添うきめ細かな指導を行っています。今回、平成31年4月1日に転入学を希望する児童生徒を募集します。

▽募集期間 10月1日～31日

▽募集人数 小学1年生＝5人、小学2～6年生＝各4人、中学1～3年生＝各3人程度

▽就学期間 原則、入学時から卒業まで

▽申請方法 「小規模特認校就学申請書」に必要事項を記入し、10月31日（必着）までに次の提出先へ。

○市立の小・中学校に在籍中の児童生徒…在籍校
○上記以外…学校づくり推進課（〒036・1393、賀田1丁目1の1）へ郵送または持参
※申請書は学校づくり推進課（岩木庁舎3階）で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

【説明会および体験入学】

▽とき 10月15日（月）、午前9時～10時30分

▽ところ 常盤野小・中学校

▽申し込み方法 10月10日までに電話で申し込みを。※詳しくは市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ・申込先 学校づくり推進課改革推進係（☎82・1645〈土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時〉）